

八街市

通知文 2 枚

別紙 4 枚

事 務 連 絡
令和2年 4月 8日

障害福祉サービス等事業所の管理者 各位

八街市福祉事務所長

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等報酬の臨時的な取り扱いについて

平素より、当市の障がい福祉業務にご理解とご協力をいただくとともに、新型コロナウイルス感染症対策について、各事業所で柔軟な対応にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、障害福祉サービス等の報酬については厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課発出の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」において、感染症の影響により、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市が判断し、利用者の居宅においてできるかぎりの支援の提供を行ったと市が認める場合には、通常の報酬の対象とすることが可能とされています。

これを踏まえて、上記の方法で対応する場合には下記のとおり、取り扱いますのでご協力をお願いします。

記

1. 利用者名、支援を行った日、具体的な支援内容、担当者を記載したケース記録の写しを市に提出する。（個人情報となるため、メール、FAXではなく、窓口への提出又は、郵送で提出をお願いします。提出日は請求対象月の翌月の15日までをお願いします。）
2. 対象期間は令和2年3月2日からとします。終了については状況に応じて、通知します。

八街市市民部障がい福祉課 支援班

担当：小泉 小川

電話：043-443-1649

289-1192

八街市八街1835-29

事 務 連 絡
令和2年 4月16日

放課後等デイサービス事業所の管理者 各位

八街市福祉事務所長
(公 印 省 略)

特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス事業での代替サービス提供に係る利用者負担の対応について（通知）

平素より、当市の障がい福祉業務にご理解とご協力をいただくとともに、新型コロナウイルス感染症対策対応にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、本市から令和2年4月8日付け事務連絡により「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等報酬の臨時的な取扱いについて」を通知しましたが、その支援に対して発生する利用者負担について、別紙のとおり、取り扱いますので宜しく願いいたします。

八街市市民部障がい福祉課 支援班
担当：小泉 小川
電話：043-443-1649
住所：289-1192
八街市八街ほ35番地29

別紙

特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス事業での代替サービス提供に係る利用者負担の対応について

1. 代替的なサービスとして電話等の方法により児童の健康管理等を行った場合、利用者負担金が発生することとなりますが、サービス提供継続を支援をする観点から、利用者負担金は市が負担することとします。

通所困難な児童に対しては可能な限りの代替サービスの提供をお願いします。

2. 電話、メール等での代替サービスの内容は次のとおりとします。

- ・「自宅で問題が生じていないかの確認」
- ・「お子さんの健康管理」
- ・「普段の通所ではできない保護者やお子さんとの個別のやりとりの実施」
- ・「今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート」等

以上のような内容について保護者やお子さんへの相談や適宜個々に配慮した助言を行ってください。

支援はあくまでも個々の状況に応じて行うものであることから、以下のような支援は報酬の対象外となります。

・同一の内容をメール等で保護者に送信する。(同一の内容を送信した場合であったとしても、それに対する保護者からの返事に個別に対応した場合は報酬の対象となります。)

・個別にメール等を送った後、保護者等から応答がなく、状況の把握を行わないままにしている。

3. 上記の方法をとる場合は保護者に説明の上、利用者負担金を保護者に請求せずに月単位でまとめ、請求対象月の翌月15日までに市に請求書、明細書、ケース記録の写し(令和2年4月8日付け事務連絡にて通知済)を提出してください。(個人情報となるため、メール、FAXではなく、窓口を持参又は、郵送で提出をお願いします。)

4. 請求書については別添のものを使用してください。明細については任意の書式としますが利用者名、支援を行った日、具体的な支援内容、1日分の利用者負担料金が記載されているものとします。

5. 対象期間は令和2年3月2日からとします。終了については状況に応じて、通知します。

6. 支援をする中で虐待の疑い等、異変があった場合は速やかに市への連絡のご協力をお願いします。

障害児通所給付費・入所給付費等請求書
(代替サービスの提供に係る利用者負担の補助にかかる経費)

令和 年 月 日

八街市長 北村 新司 様

請求事業者 指定事業所番号 _____
住所 (所在地) _____

電話番号 _____
名称 _____
代表者名 _____ ㊟

【振込先】 _____ 銀行 _____ 支店
普通・当座 口座番号 _____
口座名義 (カナ) _____

下記のとおり請求します。

請求金額 円

事務連絡
令和2年4月16日

各保護者様

八街市福祉事務所
(公印省略)

特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスでの代替サービス提供について（通知）

陽春の候、皆様におかれましてはますますご健勝のことお慶び申し上げます。

さて、報道等でもありましたとおり、政府より新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言がなされ、千葉県も新型インフルエンザ等対策特別措置法による対象区域として指定されているところです。

新型コロナウイルス感染症対策のため、放課後等デイサービス利用の自粛や通所が困難となったお子さんがいらっしゃると思いますが、「新型コロナウイルス感染症を予防するための欠席」の場合には、以下のとおり通所以外の方法でも対応することとしましたので、各保護者の皆様におかれましては、ご協力をお願いします。

記

1. 通所の自粛や通所が困難な場合には、事業所が電話等の方法でお子さんの健康管理や相談支援などを行います。また、心配なこと等ありましたら通所している事業所に直接連絡してください。

2. 利用者負担については、臨時的な対応である上記1の場合は免除になります。通常どおり通所した場合は利用者負担はかかります。

今回の通知にかかわらず、引き続きお子さんの体調管理については、検温・観察をお願いするとともに、体調不良の際には通所を控えてくださいますようお願いいたします。

八街市市民部障がい福祉課 支援班
担当：小泉 小川
電話：043-443-1649

〔街市〕放課後等デイサービス事業での代替サービス提供...

Subject: 【八街市】放課後等デイサービス事業での代替サービス提供について(通知)
From: 八街市障がい福祉課 <syogai@city.yachimata.lg.jp>
Date: 2020/04/22 11:55
To:

放課後等デイサービス事業所 各位

いつもお世話になります。
八街市障がい福祉課の小泉です。
代替サービスの支援について、代替サービスを提供する際に他事業所と調整するのは難しいケースがあり、同一日に支援をしてしまう可能性がある。
その場合、請求はどうか、又、その結果、決定支給量を超えた場合どうなるのかとの質問を頂きました。
以下の対応としたいのでよろしくお願いします。

- ①基本的には利用児童の利用予定に基づいて、代替サービスの提供をしてください。
- ②利用が不安定であったり、曖昧であったりする利用児童への支援については同一日に複数の事業所が支援を提供した場合であって複数の事業所に報酬を支払います。
(但し、原則は同一日の請求は認められないので、代替サービス提供の際に保護者から同一日に他事業所から電話等があったという話があった場合はお手数ですが、同一日の支援にならないよう、他事業所と調整をお願いします。)
- ③国保連からの連絡で警告が出た場合は障がい福祉課から電話で確認する場合もあると思うのでよろしくお願いします。
- ④国保連からエラー(強制的な返戻)となってしまった場合は直接払いにする等、検討が必要なので、その際に相談します。

よろしくお願いします。

八街市障がい福祉課 支援班 小泉
043-443-1649

